

広島県選挙管理委員会告示第百七号

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十一月十七日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程（平成十四年広島県選挙管理委員会告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十九条第四項」を「第十九条第五項」に改め、「監査意見書」の下に「（以下「支部報告書等」という。）」を加える。

第五条第一項中「並びに」を「及び」に、「支部報告書、支部総括文書及び監査意見書」を「支部報告書等」に、「別記様式第十四号」を「別記様式第十七号」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（支部報告書等の写しの交付）

第五条 法第三十二条の二第五項の規定により、委員会の受理した支部報告書等の写しの交付を請求しようとする者（以下本条において「請求者」という。）は、別記様式第十四号により委員会に請求しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による請求に係る別記様式第十四号に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から十五日以内に、当該請求に係る支部報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を別記様式第十五号により通知しなければならない。

5 第一項の規定による請求に係る支部報告書等が著しく大量であるため、当該請求があった日から六十日以内にそのすべてについて第三項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る支部報告書等のうち相当の部分につき当該期間内に第三項の規定による交付をし、残りの支部報告書等については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同項に規定する期間内に、

請求者に対し、別記様式第十六号により通知しなければならない。

別記様式第十四号中「第5条関係」を「第6条関係」に、「使途報告書等」を「支部報告書」に改め、同様式を別記様式第十七号とする。

別記様式第十三号の次に次の三様式を加える。

別記様式第14号(第5条関係)

支部報告書等の写しの交付請求書

年 月 日

広島県選挙管理委員会 様

住所(法人等の団体にあつては事務所又は事業所の所在地)
〒 —

氏名(法人等の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号() —

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程(平成14年広島県選挙管理委員会告示第49号)第5条第1項の規定に基づき、次のとおり支部報告書等の写しの交付を請求します。

1 交付請求する支部報告書等の写し

政党の支部の名称並びに支部報告書等に係る収入及び支出がされた年	
年	
年	
年	
年	
年	
年	
年	

2 支部報告書等の写しの交付方法等(希望する方法に○をしてください。)

(1) 写しの交付方法

- ア 広島県選挙管理委員会において写しの交付を希望する。
- イ 写しの送付を希望する。(別途送付に要する郵便切手が必要です。)

(2) 写しの交付の実施方法

- ア 複写機により白黒で複写したものの交付を希望する。
(用紙1枚につき10円の手数料がかかります。)
- イ スキャナにより電子化し CD-R に複写したものの交付を希望する。
(CD-R 1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた手数料がかかります。)

県 選 第 号
年 月 日

支部報告書等の写しの交付期間延長通知書

様

広島県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで請求のあった支部報告書等の写しの交付請求については、政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程(平成14年広島県選挙管理委員会告示第49号)第5条第4項の規定により、次のとおり交付の期間を延長します。

政党の支部の名称並びに支部報告書等に係る収入及び支出がされた年	
延長後の期間	年 月 日()まで
延長の理由	
連絡先等	
備考	

別記様式第16号(第5条関係)

県 選 第 号
年 月 日

支部報告書等の写しの交付期間特例延長通知書

様

広島県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで請求のあった支部報告書等の写しの交付請求については、政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程(平成14年広島県選挙管理委員会告示第49号)第5条第5項の規定により、次のとおり交付の期間を延長します。

政党の支部の名称並びに支部報告書等に係る収入及び支出がされた年	
60日以内に支部報告書等の写しのすべてについて交付を行うことができない理由	
支部報告書等の写しの相当の部分についての交付を行う期間	年 月 日()まで
残りの支部報告書等の写しについて交付を行う期間	年 月 日()まで
連 絡 先 等	
備 考	

附 則

この規程は、令和八年一月一日から施行する。